

# 神戸市PTA総合補償制度のしおり

神戸市PTA安全教育振興会

## 1. PTA総合補償制度について

神戸市PTA協議会では、従来、神戸市PTA総合保険として、保険会社と特約し、PTA活動中の会員ならびに園児、児童、生徒の傷害に備えた保険を実施してきました。

ところが、加入者より、見舞金制度の拡充など総合保険の見直しの要望があり、そのため神戸市PTA協議会では、平成2年度より、他府県他都市PTA協議会のPTA総合保険の状況、調査、神戸市教育委員会や保険会社との研究協議を積み重ねました結果、平成5年度に、PTA会員によるPTA会員のための保険をめざし、神戸市PTA安全教育振興会（以下本会と言います）が発足しました。

本会が運営しておりますPTA総合補償制度の内容は、この手引きの「2. 本総合補償制度の内容」に記載の通りですが、PTA活動の安全を根底にしながら、万一、災害事故にあった場合、従来よりも見舞金制度の質量両面での拡充をはかったものであります。

この運営にあたりましては、神戸市教育委員会、神戸市立校園長会、神戸市PTA協議会、保険会社各位のご指導ならびにご協力をいただいております。特に、管理者賠償責任保険等については保険会社に受託して頂いております。

学校外活動の重要性が増し、PTA活動がますます活発化されるであろう状況の中で、その活動を側面から支援するため、このPTA総合補償制度は更に拡充する事が求められております。なお平成7年度に会則改正案が出され改正の運びとなりました。平成10年度以降どこにも請求できない災害が発生し、PTAの総合補償制度のよりよい活用ができないものと相談も出てくるようになり、最近の社会状況に対応出来るよう、再度見直しされ、明解な会則及び規定、すみやかな運営ができるよう平成13年度に改正されました。しかし、平成18年4月に「改正保険業法」が施行され、今までの任意の共済給付金制度は平成19年度限りとなり、平成20年6月以降は、新たな「見舞金制度」に移行し、見舞金の上限が10万円となったことにより、負担金の見直しの要望があり、平成25年度から負担金の減額をすることになりました。PTA活動を行う上での有効な手段として、ご利用いただき神戸市PTA安全教育振興会にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 2. 本総合補償制度の内容

次のような事故が給付の対象となります。

### (1) PTA加入者および園児、児童、生徒の災害事故

PTA加入者（「みなし加入者」を含みます。）、園児、児童、生徒がPTA主催もしくは共催の行事に参加中（自宅と集合もしくは解散場所の通常の経路の往復途上を含む。）被った災害や死亡事故に対する見舞金等の給付を行います。

但し、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付、および神戸市学校園安全互助会災害給付制度の対象となる場合を除きます。

注1 PTA加入者が園児、児童、生徒の両親でない場合は、PTA加入者名簿に記載された者とします。

注2 PTAが主催もしくは共催する行事とは日本国内において行われる行事で、PTAが企画立案し、PTA会則に基づく手続きを経て主催もしくは共催が決定されたものなどをいいます（例－PTA総会、運営委員会、役員会、常任委員会、研究会、授業参観、運動会、学校奉仕活動、スポーツ活動、校外補導活動等）。

注3 「みなし加入者」とは、園児・児童・生徒の祖父母などで、父母の代わりにPTA活動を行ったものを言います。また、加入者・「みなし加入者」（祖父母など）が就園前の乳幼児をともなってPTA活動を行った場合、この乳幼児も準加入者の中に含まれます。

### (2) 単位PTAの賠償事故について

単位PTAの管理下において、管理上の過失により次の法律上の損害賠償責任を負担した場合に被る損害に

ついて補償されます。

- ① P T Aが主催・共催して諸行事を行う場合に、管理上のミスによってP T A加入者や他人の身体・財物に損害を与えた場合  
(P T A活動補償)
- ② P T Aが他人からスポーツ用具その他の財物を借りて諸行事を主催している間にその用具などを壊したり、紛失したり盗まれたりした場合  
(保管物補償)

### 3. お支払いする見舞金の給付額 (上限10万円)

(1) P T A加入者 (みなし加入者を含む。)、および園児、児童、生徒の災害事故の場合

○死亡された場合 (死亡弔慰金)

事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合は10万円を給付します。

○入院の場合 (医療見舞金)

怪我をし、その怪我がもとで入院された場合、入院日数1日につき2,500円を事故の日からその日を含めて180日を限度として給付します。

○通院の場合

怪我をしその怪我がもとで通院された場合、事故の日からその日を含めて180日以内の通院の日数に対して、(A)または(B)により算出した金額のうち高額の給付をします。

(A) 実診療日数に1,500円を乗じた金額

(B) 診療期間の日数に500円を乗じた金額

(注) 入院通院を併せても180日が限度です。

○歯の欠損

前歯 (永久歯) 2本まで25,000円

3本以上50,000円

○眼鏡等の損傷

損傷の補助として10,000円を限度として給付します。

○交通事故

1) 交通事故とは他の乗用具に接触及び交通乗用部に搭乗中により負傷した場合。

○特例見舞金

常任理事会の決議により、限度額10万円までを給付します。

1) 特例見舞金

2) 教師の公務中における事故につき、加害者に請求できない場合。

(給付できない場合)

故意、自殺、犯罪、闘争行為、無免許運転中の事故、脳疾患、疾病、心神喪失、地震、噴火、津波、戦争、その他の変乱、原子核反応、他覚症状のない頸部症候群 (鞭打ち症)、腰痛など

(支払いが得られない主な場合)

暴動、変乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波等に起因する賠償責任

施設の修理、改造等の工事に起因する賠償責任

自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任

被保険者の占有を離れた物 (飲食物を含む。) に起因する賠償責任 (食中毒など)

使用した物自体のキズ、欠陥もしくは自然損耗もしくは性質による破損に起因する賠償責任

P T A活動の終了後のP T A活動以外の活動に起因する賠償責任

## 4. 補償期間

6月1日より1年間です。

## 5. 加入手続き

### (1) 加入手続

- ① 単位PTAの一括加入とします。
- ② 各単位PTAはPTA加入者名簿により、各PTA加入者世帯数を算出し、「加入申込書」3通（様式運営細則1）に記入し、本会事務局に、負担金合計金額と共に提出してください。本会は、審査のうえ単位PTAにたいし、加入手続きが完了した旨の証明をいたします。
- ③ 負担金  
単位PTA毎に、PTA加入者一世帯あたり一年間100円です。
- ④ 振込送金の場合は本会所定の振込用紙を使用してください。（振込手数料は振興会負担）
- ⑤ 異動  
(A) 期間途中での転入・転出等の異動があった場合は各単位PTA備え付けの加入者名簿を修正のうえ、保管してください。  
(B) 転出入の場合においては、転出入先学校、園が本総合補償制度に加入している場合は自動的に継続されますが、そうでない場合は資格を喪失します。

## 6. 見舞金の請求手続

### (1) 災害事故の場合

- ① 事故が発生しましたら、速やかに、事故発生通知書（様式1）を本会に提出下さい。  
尚、見舞給付金は、後日、全治されてから、次の記載のとおりに請求してください。
- ② 見舞給付金請求に必要な書類  
(イ)（入院・通院・歯の損傷・眼鏡等の損傷）  
見舞金請求書①（様式3）に必要事項を記入のうえ、単位PTAの振込先を指定し、本会に提出してください。  
(ロ) 神戸市PTA総合補償制度（様式2）  
所属PTA会長名による証明書を提出下さい。（入院・通院・眼鏡等歯牙の欠損・後遺障害・死亡の災害給付請求の時、必要です。）園児・児童・生徒・教師の場合は「在学（園）・在籍証明書」欄に、PTA加入者の場合は「PTA加入者証明書」欄に記入下さい。  
(ハ) 医師の診断書  
治療を受けた病院・医院の診断書（様式5）が必要です。但し入院・通院の給付金の額が五万円以下の場合は所定の入院・通院申告書（様式4）と診察券（写で良い。）又は医院等の領収証で代えることができます。

#### 死亡の場合

- ・上記(イ)、(ロ)の書類のほかに、死亡診断書（または死体検案書）および除籍された謄本・住民票・印鑑証明を提出下さい。

## 7. お支払いするPTA団体傷害保険・PTA賠償責任保険の給付額

### (1) 死亡された場合（死亡弔慰金）

○事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合は100万円をお支払いします。

### (2) 後遺障害の場合（後遺障害見舞金）

○事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたときはその程度に応じて100万円の3%ないし100%の所定の割合の額を給付します。

### (3) 単位PTA管理下行事の管理責任による賠償事故の場合

PTA活動にともなう賠償責任

○対人賠償 1名5,000万円 免責 1事故1,000円 1事故3億円

○対物賠償 1事故100万円 免責額は1事故1,000円

○保管物に対する賠償補償 1名につき10万円 保険期間中500万円 免責金額 1事故5,000円

被害者にも過失がある場合、過失相殺が適用されることがありますからご注意ください。

## 8. 保険金の請求手続

災害時事故の場合

(1) 事故（後遺障害・死亡）が発生しましたら速やかに、事故発生通知書（様式1）・（様式2）を本会へ提出下さい。本会より、三井住友海上火災保険株式会社へ送付します。保険会社から書類が送られてきますので指示に従ってご請求下さい。

(2) 死亡の場合、死亡診断書（または死体検案書）および除籍された謄本・住民票・印鑑証明が必要です。

賠償事故の場合

(1) 事故の通知

事故が発生しましたら速やかに、事故発生通知書（様式1）を本会に提出下さい。本会より、三井住友海上火災保険株式会社へ送付します。保険会社から書類が送られてきますので指示に従ってご請求下さい。

(2) 示談解決

具体的な賠償金額の決定に当たっては複雑な問題もありますので、示談解決の前に保険会社と十分な打ち合わせを行い指示に従って下さい。

(3) 被害者の損害額を立証するための書類

被害者側の損害額を立証するための書類とは、たとえば、診断書、治療費明細書、休業損害証明書などが詳しくは保険会社の指示に従って下さい。

(4) その他の書類

上記書類以外にも書類のお願いをすることがありますのでご了承下さい。（例えば、第三者から借用した保管物の盗難事故の場合には警察署への盗難届出証明書、交通事故の場合には交通事故証明書等）

(5) 見舞給付金・保険金請求書の提出先

神戸市PTA安全教育振興会

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目3-2

神戸市総合教育センター内 神戸市PTA協議会 気付

## 9. お問い合わせ先

本補償制度に関する質問・要望・相談等がありましたら下記にお願いします。

神戸市PTA安全教育振興会

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目3-2

神戸市総合教育センター内 神戸市PTA協議会 気付

電話・FAX 078-360-3455

または、

三井住友海上火災保険株式会社 神戸支店 神戸第二支社

〒650-0023 神戸市中央区栄町1-1-18

電話 078-331-8517 FAX 078-331-8548

## 見舞金・保険金請求必要書類一覧表

必要書類	事故内容			災害給付		賠償責任		備考	様式
	入院・通院	後遺障害	死亡	保 険					
				対物	対人				
事故発生通知書	○	○	○	○	○	○	PTA会長名で、事故後速やかに提出してください。	1	
神戸市PTA総合補償制度証明書	○	○	○				PTA加入者かどうかにより左右の欄を選択下さい。	2	
見舞金請求書① (入院・通院)(眼鏡等歯牙の欠損)	○						被害者が未成年の場合は親権者が請求してください。	3	
入院・通院申告書	○					○	請求額が5万円以下のときは診断書のかわりに申告書を提出してください。	4	
入院・通院診断書	○					○	請求額が5万円を越える場合に提出してください。	5	
災害給付金請求書② (後遺障害・死亡)		○	○				被害者が未成年の場合は親権者が請求してください。本書の提出があると、本会から保険会社に連絡します。	6	
後遺障害診断書		○						7	
死亡診断書(死体検案書)			○						
住民票		○	○						
戸籍謄本			○				死亡の事実の記載のあるものを提出してください。		
印鑑証明		○	○						
賠償責任保険請求書					○	○	PTA会長の署名押印のあること。	8	
示談書					○	○	示談成立前に三井住友海上火災保険株式会社の指示に従ってください。		
損害額立証関係書類					○	○	どのようなものが適切か三井住友海上火災保険株式会社に御相談ください。		

注、給付金請求額が5万円以下の場合には入院・通院診断書(様式5)はいりません。入院・通院申告書(様式4)に診察券又は医院等の領収書(コピーでも可)を貼付して本会へ提出して下さい。

# 神戸市PTA安全教育振興会 加入申込書

神戸市PTA安全教育振興会 御中

P T A 名	
家 庭 数	戸
負 担 金	家庭数 ( ) × 100円 = 円
園児・児童・生徒数	人

説明書「PTA総合補償制度ご加入のおすすめ」の内容

- (1) 見舞金給付制度のあらまし
- (2) PTA団体傷害保険・PTA賠償責任保険のあらまし
- (3) 重要事項のご説明 (PTA団体傷害保険の契約概要・注意喚起情報)
- (4) 重要事項のご説明 (PTA賠償責任保険の契約概要・注意喚起情報)

上記内容を確認し、神戸市PTA安全教育振興会に加入いたします。

平成 年 月 日

PTA名 \_\_\_\_\_

会長名 \_\_\_\_\_ 印

---

## 会 員 証 明 書

本証をもって会員であることを証明します。

平成 年 月 日

神戸市PTA安全教育振興会

会 長 \_\_\_\_\_ 印